

○ 金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）

改正案	現行
（投資一任契約等に係る契約締結前交付書面の記載事項） 第九十六条 その締結しようとする金融商品取引契約が投資一任契約又は法第二条第八項第十三号に掲げる行為（投資一任契約に係るものに限る。第六号において同じ。）を行うことを内容とする契約である場合における法第三十七条の三第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、第八十二条各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項とする。 一 運用の基本方針 二 五 （略） 六 当該金融商品取引業者等（その締結しようとする金融商品取引契約が法第二条第八項第十三号に掲げる行為を行うことを内容とする契約である場合にあつては、当該行為に係る投資一任契約の相手方となる金融商品取引業者等）の業務又は財務に関する外部監査の有無並びに当該外部監査を受けている場合にあつては、当該外部監査を行った者の氏名又は名称並びに当該外部監査の対象及び結果の概要 2 其の締結しようとする金融商品取引契約が投資一任契約である場合において、当該投資一任契約の締結後に当該投資一任契約に基づき特定の銘柄の対象有価証券を投資の対象とする方針であるときに	（投資一任契約等に係る契約締結前交付書面の記載事項） 第九十六条 その締結しようとする金融商品取引契約が投資一任契約又は法第二条第八項第十三号に掲げる行為（投資一任契約に係るものに限る。）を行うことを内容とする契約である場合における法第三十七条の三第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、第八十二条各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項とする。 （新設） 一 四 （略） （新設） （新設）

おける法第三十七条の三第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、前項に規定する事項のほか、次に掲げる事項とする。 一 当該対象有価証券の名称、当該対象有価証券の価額の算出方法並びに当該対象有価証券に係る権利を有する者に当該価額を報告する頻度及び方法に関する事項 二 当該対象有価証券の発行者、当該対象有価証券に係る権利を有する者から出資又は拠出を受けた資産（以下この号及び第五号において「ファンド資産」という。）の運用に係る業務を行う者、ファンド資産の保管に係る業務を行う者並びにファンド資産の運用及び保管に係る業務以外の業務に係る事務を行う者（次号及び第四号において「ファンド関係者」という。）の商号又は名称、住所又は所在地及びそれらの者の役割分担に関する事項 三 当該金融商品取引業者等とファンド関係者との間の資本関係及び人的関係 四 ファンド関係者間の資本関係 五 ファンド資産に係る外部監査の有無及び当該外部監査を受ける場合にあっては、当該外部監査を行う者の氏名又は名称 3 第八十三条第二項の規定は、投資一任契約について準用する。この場合において、同項中「前項各号」とあるのは「第九十六条第一項各号及び第二項各号」と、「同項の」とあるのは「これらの」と、「同項各号」とあるのは「同条第一項各号及び第二項各号」と読み替えるものとする。 4 第二項の「対象有価証券」とは、次に掲げる有価証券（当該有価	2 第八十三条第二項の規定は、投資一任契約について準用する。この場合において、同項中「前項各号」とあるのは、「第九十六条第一項各号」と読み替えるものとする。 （新設）
---	---

証券に関して法第四条第七項に規定する開示が行われている場合に該当するものを除く。）をいう。

一 法第二条第一項第十号又は第十一号に掲げる有価証券

二 法第二条第一項第十四号に掲げる有価証券のうち、投資信託の受益証券に類似するもの

三 法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券のうち、前号に掲げる有価証券の性質を有するもの

四 法第二条第一項第二十号に掲げる有価証券で、前三号に掲げる有価証券に係る権利を表示するもの

五 前各号に掲げる有価証券に表示されるべき権利であつて、法第二条第二項の規定により有価証券とみなされるもの

六 法第二条第二項の規定により有価証券とみなされる同項第五号又は第六号に掲げる権利

（投資一任契約等に係る契約締結時交付書面の記載事項等）

第百七条 投資一任契約又は法第二条第八項第十三号に掲げる行為（投資一任契約に係るものに限る。）を行うことを内容とする金融商品取引契約が成立したときに作成する契約締結時交付書面には、第九十九条第一項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一～十 （略）

十一 法第四十二条の七第一項の運用報告書を交付する頻度

2
（略）

（投資一任契約等に係る契約締結時交付書面の記載事項等）

第百七条 投資一任契約又は法第二条第八項第十三号に掲げる行為（投資一任契約に係るものに限る。）を行うことを内容とする金融商品取引契約が成立したときに作成する契約締結時交付書面には、第九十九条第一項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載なければならない。

一～十 （略）

（新設）

2
（略）

(禁止行為)

第百十七條 法第三十八條第七号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 三十三 (略)

三十四 投資運用業を行う金融商品取引業者等から投資一任契約の締結の媒介の委託を受けている場合において、その旨及び当該金融商品取引業者等の商号又は名称を顧客にあらかじめ明示しないで、次に掲げる行為を行うこと。

イ 投資顧問契約の締結の勧誘をすること。

ロ 当該顧客との投資顧問契約に基づき、当該顧客が当該金融商品取引業者等と投資一任契約を締結する場合に当該金融商品取引業者等が運用として行うこととなる取引の対象に係る助言をすること。

ハ 投資一任契約の締結の媒介を行うことを内容とする契約の締結の勧誘をすること。

ニ 当該金融商品取引業者等を相手方とする投資一任契約の締結の媒介をすること。

2 22 (略)

(業務の運営の状況が公益に反し又は投資者の保護に支障を生ずるおそれがあるもの)

第百二十三條 法第四十條第二号に規定する内閣府令で定める状況は

(禁止行為)

第百十七條 法第三十八條第七号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 三十三 (略)

(新設)

2 22 (略)

(業務の運営の状況が公益に反し又は投資者の保護に支障を生ずるおそれがあるもの)

第百二十三條 法第四十條第二号に規定する内閣府令で定める状況は

、次に掲げる状況とする。

一〇二十七 (略)

二十八 厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)第百三十条の二第一項の規定による投資一任契約を締結し、当該投資一任契約に基づき、同条第二項に規定する年金給付等積立金の運用(以下この号及び第百三十条第一項第十四号において「積立金の運用」という。)を行う場合において、当該投資一任契約の相手方である厚生年金基金(特定投資家を除く。)から同法第百三十六条の四第三項の規定により同項に規定する事項を示されたときに、当該厚生年金基金に対して、その示されたところに従って当該積立金の運用を行うことによる利益の見込み及び損失の可能性について、当該厚生年金基金の知識、経験、財産の状況及び投資一任契約を締結する目的に照らして適切に説明を行うための十分な体制を整備していない状況

二十九 第百三十条第一項第十五号に規定する場合において、同号の運用財産の運用を行う金融商品取引業者が、当該運用財産に係る権利者に交付をした法第四十二条の七第一項の運用報告書に記載した同号の対象有価証券に係る第百三十四条第一項第二号ロに掲げる事項を、当該交付後遅滞なく、第百三十条第一項第十五号の信託会社等に通知していないと認められる状況

2
5 (略)

(投資助言業務に関する禁止行為)

、次に掲げる状況とする。

一〇二十七 (略)

(新設)

(新設)

2
5 (略)

(投資助言業務に関する禁止行為)

第二百二十六条 法第四十一条の二第六号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一・二 (略)

三 当該金融商品取引業者の關係外国法人等(第三十二条第三号に掲げる者であつて、令第十五条の十六第一項各号又は同条第二項各号のいずれかに該当するものをいう。以下この号並びに第三百三十条第一項第九号イ及び第十五号ハ(2)において同じ。)が有価証券の募集又は私募を行っている場合において、当該關係外国法人等に対する当該有価証券の取得又は買付けの申込みの額が当該關係外国法人等が予定していた額に達しないと見込まれる状況の下で、当該關係外国法人等の要請を受けて、当該有価証券を取得し、又は買い付けることを内容とした助言を行うこと。

(投資運用業に関する禁止行為)

第三百三十条 法第四十二条の二第七号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一・十一 (略)

十二 厚生年金基金が厚生年金基金令(昭和四十一年政令第三百二十四号)第三十九条の十五第一項の規定に違反するおそれがあることを知った場合において、当該厚生年金基金に対し、その旨を通知しないこと。

十三 厚生年金基金から、厚生年金基金令第三十条第三項の規定に違反し、特定の取引に関する指図があつた場合において、これに

第二百二十六条 法第四十一条の二第六号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一・二 (略)

三 当該金融商品取引業者の關係外国法人等(第三十二条第三号に掲げる者であつて、令第十五条の十六第一項各号又は同条第二項各号のいずれかに該当するものをいう。以下この号及び第三百三十条第一項第九号イにおいて同じ。)が有価証券の募集又は私募を行っている場合において、当該關係外国法人等に対する当該有価証券の取得又は買付けの申込みの額が当該關係外国法人等が予定していた額に達しないと見込まれる状況の下で、当該關係外国法人等の要請を受けて、当該有価証券を取得し、又は買い付けることを内容とした助言を行うこと。

(投資運用業に関する禁止行為)

第三百三十条 法第四十二条の二第七号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一・十一 (略)

(新設)

(新設)

応じること。

十四 積立金の運用に関して、厚生年金基金に対し、不確実な事項について断定的判断を提供し、又は確実であると誤解させるおそれのあることを告げること。

(新設)

十五 運用財産（法第二条第八項第十二号に掲げる行為を投資一任契約に基づき行う業務に係るものに限る。以下この号及び第三項において同じ。）の管理について権利者（特定投資家を除く。イ(1)及び同項第一号において同じ。）が信託会社等（信託会社又は信託業務を営む金融機関をいう。以下この号及び同項第一号において同じ。）への信託をする場合において、当該運用財産の運用に關し、当該運用を行う金融商品取引業者が、対象有価証券について次に掲げる要件を満たすことなく、当該対象有価証券の取得又は買付けの申込みを行うこと。

(新設)

イ 当該信託会社等が当該対象有価証券の真正な価額を知るために必要な措置として次に掲げるいずれかの措置を講ずること。

(1) 当該信託会社等が、当該対象有価証券の価額について、六月（権利者が厚生年金基金である場合にあつては、三月）に一回以上、当該価額の算出を行う者から直接に通知を受けることを確保するための措置

(2) 当該信託会社等が、当該対象有価証券の価額について、当該価額の算出を行う者に対し直接に確認することができることを確保するための措置

ロ 当該対象有価証券に係る権利を有する者から出資又は抛出を

受けた資産に係るファンド監査が行われること。

ハ 当該信託会社等がロのファンド監査の真正な監査報告書等の提供を受けるために必要な措置として次に掲げるいずれかの措置を講ずること。

(1) 当該信託会社等が、当該ファンド監査の監査報告書等について、当該ファンド監査を行った者から直接に提供を受けることを確保するための措置

(2) 当該信託会社等が、当該ファンド監査の監査報告書等について、当該ファンド監査を行った者から当該金融商品取引業者又は当該金融商品取引業者の親法人等、子法人等若しくは関係外国法人等以外の者を経由して提供を受けることを確保するための措置

(3) その他当該信託会社等が当該ファンド監査の真正な監査報告書等の提供を受けることを確保するための措置

2
(略)

3 第一項第十五号の「対象有価証券」とは、第九十六条第四項に規定する対象有価証券（次に掲げるものを除く。）をいう。

一 投資信託の受益証券であって、当該投資信託の受託者が権利者の運用財産の管理について受託する信託会社等であり、かつ、投資信託約款（投資信託及び投資法人に関する法律第四条第一項に規定する投資信託約款をいう。）において投資の対象とする資産の種類が金融商品取引所に上場されている株券若しくは投資証券、国債証券、市場デリバティブ取引に係る権利、為替予約取引（

2
(略)

(新設)

投資信託財産の計算に関する規則（平成十二年総理府令第百三十三号）第五十七条第二項に規定する為替予約取引をいう。）、「預金又はコールローンに限定されているもの」

二 令第二条の十二の三第四号ロに規定する指定外国金融商品取引所に上場されているもの

4 第一項第十五号ロの「フアンド監査」とは、当該金融商品取引業者の所属する金融商品取引業協会の規則（金融庁長官の指定するもの（以下この項及び次項において「協会規則」という。）に限り、協会規則を定める金融商品取引業協会に加入していない金融商品取引業者にあつては、金融庁長官の指定するもの）の定める要件を満たす外部監査をいう。

5 協会規則には、次に掲げる事項が定められていなければならない。

- 一 外部監査の対象となる貸借対照表、損益計算書その他の財務計算に関する書類に関する事項
- 二 外部監査を行う主体に関する事項
- 三 外部監査の基準及び手続に関する事項
- 四 協会規則を変更する場合には、あらかじめその内容を金融庁長官に通知する旨

6 第一項第十五号ハの「監査報告書等」とは、第四項に規定するフアンド監査を行った者が当該フアンド監査の結果を記載した書面（その写し及び電磁的記録を含む。）及び当該フアンド監査の対象となつた貸借対照表、損益計算書その他の財務計算に関する書類（電

（新設）

（新設）

（新設）

磁的記録を含む。」をいう。

(運用報告書の交付)

第三百三十四条 法第四十二条の七第一項の運用報告書（以下この条及び次条において単に「運用報告書」という。）には、次に掲げる事項（第九号から第十一号までに掲げる事項にあつては、運用財産が法第二条第八項第十二号に掲げる行為を投資一任契約に基づき行う業務に係るものである場合に限る。）を記載しなければならない。

一〇八 (略)

九 当該運用報告書の対象期間における運用財産の運用の経過（運用財産の額の主要な変動の要因を含む。）

十 運用状況の推移

十一 当該金融商品取引業者等がその業務又は財務に関する外部監査を受けている場合において、当該運用報告書の対象期間において当該外部監査に係る報告を受けたときは、当該外部監査を行つた者の氏名又は名称並びに当該外部監査の対象及び結果の概要

2

運用財産が法第二条第八項第十二号に掲げる行為を投資一任契約に基づき行う業務に係るものである場合において、基準日における当該運用財産に第九十六条第四項に規定する対象有価証券が含まれているときにおける運用報告書には、前項各号に掲げる事項のほか、同条第二項各号に掲げる事項を記載しなければならない。ただし、当該運用報告書の交付前一年以内に当該投資一任契約の相手方に対し交付した当該投資一任契約に係る契約締結前交付書面若しくは

(運用報告書の交付)

第三百三十四条 法第四十二条の七第一項の運用報告書（以下この条において単に「運用報告書」という。）には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一〇八 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

3 対象期間は、六月（権利者（投資一任契約の相手方に限る。）が厚生年金基金又は国民年金基金である場合にあっては、三月。第五項第三号において同じ。）を超えてはならない。 4・5 （略）	2 対象期間は、六月を超えてはならない。 3・4 （略）
---	--